コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、急速に変化していく経営環境に対し、柔軟に対応しかつ企業倫理と経営方針を維持するためにもコーポレート・ガバナンスの充実を目指しております。そのために適時情報開示の充実を図り、健全な企業活動を維持してまいります。

(1) 情報の開示について

当社は、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストなどすべてのステークホルダーに対し、正しい情報を、その内容や 開示環境の良し悪しに関わらず、関連法規に従い、誠意ある対応をもって迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の開示に努めてまいります。また、情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努め、一部の特定の方に対し、特定の情報をお伝えすることはいたしません。お伝えする情報とは以下の通りです。

A決算関連情報(四半期、半期、通期決算)

Bその他適時開示事項

なお、開示方法は金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所(以下東証という。)などの定める適時開示に関する規則により、当社ホームページにも適宜掲載いたします。

(2) 業績予想及び将来の予測について

当社は、四半期ごとの詳細な業績の開示をおこなうことにより、ステークホルダーの便宜と適時情報開示に努めてまいります。当社が発表する業績予想などの将来の予測に関するものは、発表時点での予想であり、その内容について確約するものではありません。また当社が発表した以外の第三者によるいかなる業績予想に関しても、当社は、その内容を保証するものではありません。

(3) 証券アナリストや機関投資家の方々への開示情報について

当社がおこなう証券アナリストや機関投資家に対して発表される情報は、既に決算発表などで公開された事実か周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境などに限られます。未公開の「重要事実」などについては、当社は一切言及いたしません。

(4) 会社情報の適時開示の方法

会社法及び金融商品取引法等における法律に定められた会社情報の適時開示については、法令に定められた方法にて適正におこないます。

また、適時開示規則に該当する会社情報の適時開示は、同規則に従い、東証への事前説明後、同取引所の提供する「適時開示情報伝達システム(T Dnet)」へ登録し、速やかに報道機関に同一情報を提供いたします。当社ウェヴサイトにおけるT Dnet にて公開した情報の提供については、金融商品取引法及び適時開示規則を踏まえ、報道機関に事実を公表し、同取引所ウェヴサイト内の「適時開示情報閲覧サービス」への掲載確認後、速やかに、当社ホームページに当該情報の掲載をおこなうことといたします。また、P D F ファイルやその他準備の都合上、当該情報の掲載が遅れることもあります。適時開示規則に該当ない情報については、金融商品取引法等の各法令を踏まえて、適切な方法により正確かつ公正に当該情報を株主及び投資家に伝える方針であります。